

平成30年度第2回 伏見区基本計画推進区民会議

日時：平成30年11月22日

午前10時～11時30分

場所：伏見区役所1階ホール

次 第

- 1 開会
区長あいさつ
新任委員紹介
座長あいさつ

- 2 議題

平成30年度伏見区運営方針の進捗状況について

- (1) 三所共同事業

- ア 伏見区区民活動支援事業
 - イ 伏見連続講座

- (2) 区役所・支所の主な取組（新規・充実事業等）

- ア 伏見区役所
 - イ 深草支所
 - ウ 醍醐支所

- 3 閉会
副座長あいさつ

伏見区基本計画推進区民会議委員名簿

(敬称略)

所 属 等	委員氏名
大阪府立大学教授	橋爪 紳也
伏見区市政協力委員連絡協議会	村井 信夫
醍醐コミュニティバス市民の会	岩井 義男
醍醐いきいき市民活動センター	内野 道代
伏見区市政協力委員連絡協議会	宇野 正二
京都伏見工業会	大窪 茂
京都中小企業家同友会伏見支部	大瀨 育恵
伏見区スポーツ推進指導員会	岡谷 陽子
伏見酒造組合	小倉 志都子
京都おやじの会連絡会	小倉 誠一
龍谷大学名誉教授	加藤 博史
伏見区市政協力委員連絡協議会	西庄 英晴
高松伸建築設計事務所	坂田 吉春
京都商工会議所中小企業経営支援センター洛南支部	佐藤 直資
伏見区市政協力委員連絡協議会	高橋 肇子
伏見区市政協力委員連絡協議会	土田 勝雄
總本山醍醐寺	仲田 順英
伏見区文化協議会	中西 義明
特定非営利活動法人伏見観光協会	永山 邦明
京都市中学校PTA連絡協議会伏見支部	榊井 東悟
伏見いきいき市民活動センター	三木 俊和
伏見青少年活動センター	水野 篤夫
伏見商店街連盟	村上 好夫
伏見区地域女性連合会	村瀬 克子
京エコロジーセンター(公益財団法人京都市環境保全活動推進協会)	谷内口 友寛
公募委員	寺内 成子
公募委員	馬場 信二
公募委員	菱田 住子
伏見区長	馬屋原 宏
深草担当区長	山本 ひとみ
醍醐担当区長	三宅 英知

※下線は、新任委員

京都市伏見区基本計画推進区民会議開催要綱

(趣旨)

第1条 伏見区基本計画「皆でつくる すむまち伏見」を区民，事業者等及び行政の協働により推進するに当たり，その進捗を確認し，幅広く意見を求めることを目的として，「京都市伏見区基本計画推進区民会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は，学識経験のある者その他伏見区長（以下「区長」という。）が適当と認める者のうちから，区長が依頼し，又は任命する。

2 前項の規定により依頼し，又は任命する委員の人数は，35人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(座長の指名等)

第4条 区長は，委員のうちから会議の座長及び副座長を指名する。

2 座長は，会議の進行をつかさどる。

3 座長に事故があるときは，副座長がその職務を代理する。

4 区長は，委員のうちから専門的見地を有する者をアドバイザーに指名することができる。

(招集)

第5条 会議は，区長が招集する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか，会議の開催に関して必要な事項は，区長が定める。

(事務局)

第7条 会議の事務局を，伏見区役所地域力推進室に置く。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 伏見区基本計画推進区民会議要綱（以下「旧要綱」という。）は，廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づく伏見区基本計画推進区民会議（以下「旧伏見区基本計画推進区民会議」という。）の委員である者は，この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に会議の委員として依頼又は任命されたものとみなす。この場合において，その依頼され，又は任命されたものとみなされる者の任期は，第3条第1項本文の規定にかかわらず，施行日における旧伏見区基本計画推進区民会議の委員としての任期の残任期間とする。

4 この要綱の施行の際現に旧伏見区基本計画推進区民会議の座長及び副座長である者は，施行日に第4条第1項の規定により座長及び副座長に指名されたものとみなす。